

<ネーミングライツの推進について>

【導入施設】

- ①施設名称：鳥取市営サッカー場バードスタジアム
所在地：鳥取市蔵田 423
契約期間：1 期目：令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで(5 年)
2 期目：令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで(3 年)
広告料： 1 期目：500 万円(税別)／年
2 期目：500 万円(税別)／年
愛称：A x i s バードスタジアム
スポンサー事業者名：株式会社アクシス
- ②施設名称：鳥取市民体育館
所在地：鳥取市吉成三丁目 1-1
契約期間：令和 5 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日(3 年間)
広告料：350 万円(税別)／年
愛称：鳥取市民体育館エネトピアアリーナ
スポンサー事業者名：鳥取ガス株式会社

【検討状況】

ネーミングライツは、1 期を 3～5 年間で契約を行うこととしている。ネーミングライツの導入時には、愛称看板等の制作・設置、道路標識等の変更費用、契約期間終了後の原状回復に要する費用などを事業者が負担する必要があるため、長期間での契約を前提としている。

ネーミングライツを導入する施設は、施設の長期休業（改修予定など）がなく、長期稼働の見通しがたつ施設である必要がある。

・検討した施設

- ①鳥取市文化ホール(鳥取市吉方温泉 3 丁目 701)
②鳥取市市民会館(鳥取市掛出町 12)
→上記 2 施設は、文化施設のあり方検討の対象のため検討対象外とした。
③若葉台スポーツセンター(鳥取市若葉台北 2 丁目 1)
④国府町コミュニティセンター(鳥取市国府町庁 380)
→上記 2 施設は、利用者数等が少なく応募が見込めないため
⑤鳥取市営美保球場(鳥取市吉成 3 丁目 1-5)
→施設の老朽化に伴いスコアボード交換などの修繕予定があり、休止期間が見込まれるため
⑥本庁舎跡地(鳥取市尚徳町 116)
→愛称募集を行うことになったため

<全庁的な広告事業の推進>

【実績】

①既存事業

- ・納税通知書送付用封筒（固定資産税・都市計画税、軽自動車税、市民税）
- ・公用車広告
- ・動画広告（本庁舎、駅南庁舎）
- ・広告付き案内図（本庁舎、駅南庁舎）

②新規事業

- ・職員パソコンログイン画面広告（令和3年度～）
- ・各総合支所の内壁面広告（令和3年度）
- ・はたちのつどい案内はがき（令和6年度～）

③広告推進に係る情報提供依頼（RFI）の実施

令和4年度に鳥取市の入札参加資格（広告・企画）の登録がしてある市内業者及び契約実績のある業者に対して、新たな広告事業が展開できないか提供依頼をおこなった。15事業者に依頼し、2事業者から、14件の広告事業についての情報提供があった。

- ・主な提案内容：広告付きAED、コミュニティバス広告、バス停にデジタルサイネージを設置し広告表示、多言語観光ナビ、窓口亚克力ボードへの広告、ゴミ袋への広告など

【事業化に向けて検討中の事業】

①ゴミ袋への広告

ゴミ袋（可燃・プラ）へ社名印字等を募集し、広告収入を得る。

②広告入り庁内封筒

市役所の各部署が郵送用に作成している封筒を、広告入りで無償提供していただけの封筒を利用し、印刷経費の圧縮を図る。

実施計画名:オープンデータの推進

1 オープンデータの意義・目的

- ① 国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化
- ② 行政の高度化・効率化
- ③ 透明性・信頼の向上

- 自治体標準オープンデータセットで公開済
- 令和7年度末までに自治体標準オープンデータセットで公開予定
- ▲ 独自様式で公開中
- × データ整理中

2 自治体標準オープンデータセットへの対応状況

NO.	項目名	状況	NO.	項目名	状況
1	公共施設一覧	▲	12	イベント一覧	▲
2	文化財一覧	▲○(R6)	13	公衆トイレ一覧	×
3	指定緊急避難所一覧	▲○(R6)	14	消防水利施設一覧	×
4	地域・年齢別人口	▲○	15	食品等営業許可・届出一覧	▲○
5	子育て施設一覧	●	16	学校給食献立情報	▲
6	オープンデータ一覧	▲○(R6)	17	小中学校通学区域情報	▲○
7	公衆無線LANアクセスポイント一覧	●	18	ポーリング柱状図	×
8	AED設置箇所一覧	●	19	都市計画基礎調査情報	×
9	介護サービス事業所一覧	▲○	20	調達情報	×
10	医療機関一覧	▲○	21	標準的なバス情報フォーマット(ある場合)	×
11	観光施設一覧	▲○	22	支援制度(給付金)情報	×

- 令和6年度
 - ・庁内で保有しているデータの確認作業、No.2,3,6の自治体標準オープンデータセットでの公開準備作業を実施
 - ・県と県内市町村が連携して、県内の観光施設やイベント等を1つのデータにまとめて公開できないか検討
- 令和7年度
 - ・自治体標準オープンデータセットで公開予定のデータの確認作業、公開できていない項目のデータ整理を実施

実施計画名:電子会議等の推進

1 取組の概要

会議の実施には、日程調整や資料作成など、人件費等の多くの経費を要していることから、鳥取市会議運営ガイドラインを基に、ICTツールを活用した会議の効率的な運用ルールを策定し、現在要していた労力を最小限に抑えるなど、コスト削減を目指す。

2 電子会議の開催状況

■ビデオ会議(単位:時間)

	単年	累計
R2	98	98
R3	111	209
R4	218	427
R5	140	567

■Web会議(単位:時間)

	単年	累計
R2	627	627
R3	1,121	1,748
R4	795	2,543
R5	516	3,059

■延べ参加人数(単位:人)

	単年	累計
R2	4,839	4,839
R3	7,958	12,797
R4	4,766	17,563
R5	3,513	21,076

■電子会議は一定程度定着しており、今後も継続して利用を促進していく



鳥取県地域DX推進会議 データ利活用部会(Web開催)

本方針の適用対象

1 補助金とは

【地方自治法(抜粋)】第232条の2[寄附又は補助]普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

【定義】

補助金とは、国または地方公共団体が各種の行政目的をもって、金銭その他のものを交付する行為であり、広義の補助金には法律法令上当然に国又は地方公共団体が負担すべきものとされている負担金を含むと解されているが、地方自治法第232条の2にいう補助金は恩恵的、援助的な目的をもって交付される狭義の意味での補助金をさすものと解される。

補助金の一般的な性格としては、①相当の反対給付を受けないものであること、②交付を受けた相手方が利益を受けるものであること、③交付された金銭について用途が特定されるものであること等が上げられる。(第一法規「地方自治法関係実務辞典」より)

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、前項の定義に基づき、市の歳出予算18節「負担金、補助及び交付金」から支出される次の経費のうち(2)及び(3)とします。ただし(1)についても関係法令等に基づき適正な執行に努めることとします。

- (1) 負担金 法令又は契約等によって本市が負担することとなり支出するもの。
- (2) 補助金 特定の事業等を育成、助長するために公益上必要があると認められる場合に反対給付を求めずに支出するもの。
- (3) 交付金 法令、条例、規則等により、団体、組合等に対して本市の事務を委託している場合において当該事務処理の報償として支出するもの。(報償として一方的に交付する点において委託金とは異なる。)

3 性質別区分

補助金の目的、対象は多岐に渡るため、性質別で区分し、それぞれに適した適正化が必要です。

団体	運営費補助	1 団体運営費補助	公益性の高い団体に対して運営費を対象に補助するもの
		2 施設運営費補助	公益性の高い各種施設の運営費に対するもの
	事業費補助	3 施設整備事業に対する補助	社会福祉施設などの施設整備に対するもの
		4 借入金の利子等償還に対する補助	利子補給金に対するもの。
		5 イベント、大会等に関する補助	イベントや各種大会等に対するもの
		6 その他の事業費補助	上記以外の事業費補助
個人	その他	7 個人に対する補助	個人に対するもの

本市補助金のさらなる適正化のために

1 本市補助金のあるべき姿とは

「鳥取市補助金等適正化4原則」

補助金等の適正化を進めるための4原則を定め、令和6年度の補助事業より適用します。
原則に適合しない補助制度は廃止、または適合するよう見直しを行います。

4原則	適正化の視点	根拠
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	地方自治法 2 条 14 項⑯ 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。
3E※	(経済性)事務が経済的に行われ無駄がないか。 (効率性)事務が効率的に行われ生産性が高いか。 (有効性)事務が所期の目的を達成し効果を上げているか。	地方自治法 2 条 14 項⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、 <u>住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。</u>
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	地方自治法 232 条の 2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。
公平性	(公平性)事務執行が公平になされているか。 (透明性)市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	・事業の対象が特定の市民、団体に偏重し長期化すれば、既得権益となるおそれがある。 ・地方自治体として市民への説明責任を果たす。

※3E…経済性(Economy)、効率性(Efficiency)、有効性(Effectiveness)の総称。

2 「4原則」を実現するために

「チェック項目」

4原則の適合性を検証するための具体的なチェック項目を定めます。
別に定める「補助金カルテ」によって検証し、結果に応じて見直しを行います。

1 合規性(準拠性)

- ・補助金等の交付要綱が関連する法令・規則等に準拠していること。
 - ・市の単独補助金等は「第11次鳥取市総合計画」など公表する計画に基づいて実施していること。
- ※根拠となる法令、計画等がないものは原則として廃止するか、根拠計画に定めること。

2 経済性

- ・補助額は必ず実費以下とすること。
 - ・精算の結果、補助額が実費を超えたことを確定した場合は必ず同一年度内に返還させること。
 - ・実績は領収証等の証憑で確認すること。
 - ・補助対象経費は補助金交付要綱で明確に示し、人件費、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費、積立金、出資金、貸付金、寄附金は、原則として補助対象外経費とすること。
- ※人件費について、「団体運営費補助」、「施設運営費補助」で必要な場合は補助対象経費として認めるが、交付先の団体において対象経費と対象外経費を明確に区別させ実績報告させること。

≪実費を超えた不適切な補助事例≫

- ①補助金等の交付がなくとも自立可能と考えられる団体への補助。
 - ・団体が、内部留保資金(繰越金、特定目的外基金・積立金・定期預金等)を恒常的に有している。
→団体の直近の財務諸表等を確認し、補助の必要性を検証すること。
(目安として補助額以上の内部留保資金を3年以上保有している場合は不適切とみなす。)
- ② 補助金の現年過不足を翌年度精算としている。
 - ・実績報告書で、相手方に「繰越金」が発生している。
→同一年度内に精算、返還させること。

3 効率性

(標準補助率)

- ・市の単独制度として実施する補助金(※1)は、対象者が自発的に実施する事業への支援であるという観点から、原則として補助率1/2以下とすること。(※2)

※1:国県等制度に基づき市が間接的に実施する補助金以外の、市に裁量のあるすべての補助金。

※2:やむを得ず補助率1/2を超える補助率を適用する場合は、理由を明確に示した上で、補助目的に沿った上限額を設定すること。(→「上限額の設定」へ)

(上限額の設定)

- ・上限額は、標準的な手法を用いた場合に最も安価に実現できる経費を基本とし、過去の交付実績、直近年度の活動内容、相手方の財政状況等を総合的に判断し、決定すること。

4 有効性

(効果測定の実施)

- ・すべての補助金で効果測定目標と終期(上限3年)を設定する。

※R5にすべての補助金で設定し、以降は毎年度補助金ワルデにより補助効果を測定し、終期到来ごとに必要性を検証、公開する。

5 公益性

- ・交付目的が、広く市民生活の向上に寄与するものであること。

6 公平性

(流動的な社会情勢の中、補助額が長期間固定化しているものは、公平性の確認が必要。)

- ・毎年(目安として過去3年のうち2回以上)同額を交付している補助金は、補助対象経費の積算資料を提出させ、内容を精査すること。

7 公平性②団体事務局が市内部にある補助金の見直し

- ・市が団体事務局業務を行うことは、補助金とは別に人的支援(人件費補助)を行うことになるため原則禁止とする。

※新たな担い手による効率的な事業への転換を検討すること。

※やむを得ず事務局委任を受ける場合は、客観的な必要性を明らかにすること。

8 透明性

- ・「補助金カルテ」を策定し、すべての補助金で作成、検証すること。
- ・補助金の検証結果は、原則としてすべての補助金で公開すること。

令和6年度当初予算 補助金等交付予定
(一般会計／部局別集計、種別集計)

○部局別集計

部局	補助事業数	金額(千円)	比率
総務部	4	2,573	0.05%
人権政策局	6	64,604	1.26%
危機管理部	1	24,630	0.48%
企画推進部	9	158,914	3.09%
市民生活部	25	168,166	3.27%
環境局	4	2,056	0.04%
福祉部	46	925,180	17.98%
子ども家庭局	15	663,362	12.89%
鳥取市保健所	12	36,618	0.71%
経済観光部	65	1,511,069	29.37%
農林水産部	73	704,619	13.70%
都市整備部	33	600,959	11.68%
下水道部	1	3,739	0.07%
教育委員会	30	223,306	4.34%
市議会、選挙管理委員会	2	11,755	0.23%
総合支所	31	43,401	0.84%
計	357	5,144,951	100%

○種別集計

種別	補助事業数	金額(千円)	比率
1.団体運営費	66	736,285	14.31%
2.施設運営費	9	378,400	7.35%
3.施設整備事業	17	1,050,224	20.41%
4.借入金利子償還	10	409,305	7.96%
5.イベント等	48	154,016	2.99%
6.その他	192	2,354,496	45.76%
7.個人に対するもの等	15	62,225	1.21%
計	357	5,144,951	100%

鳥取市補助金カルテ

IDIほか	担当課	外線
	予算措置	公開日等

補助金名

概要

補助金区分

根拠法令

創設年度 終期

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	項	目
---	---	---

歳出事業名

R 7 予算

R 7 予算 積算根拠	件数	決算額 (千円)
	R 3	
	R 4	
	R 5	
	R 6 (見込)	

補助率 補助額 上限額

特定財源

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先

交付要件

対象経費

精算方法

実績確認

○ 補助金交付対象（団体）の収支状況

収入総額	対象経費に含まれる費用		
支出総額	人件費	積立金	
繰越額	交際費	出資金	
	慶弔費	貸付金	
補助金割合	飲食費	寄付金	
	懇親会費	他団体助成金	

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	
3 E	〔経済性〕事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	
	〔効率性〕事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	
	〔有効性〕事務が所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	
		02-09	効果目標の設定がある	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	
公平性	〔公平性〕事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	
	〔透明性〕市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	

不適合の数	
評価対象項目数	

適合性がないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	
3 E	
公益性	
公平性	

担当課評価

今後の具体的な改善方針

行財政改革課

意見